

## 被害者支援基金制度創設について

三井 嘉雄

1 大分県弁護士会は、1999年、九州弁護士連合会大分大会において、「犯罪被害者の権利と救済」について約1年をかけて論考をまとめあげて基調報告をした（後に「現代人文社」より、同名の書籍として出版された。）。

その骨子を踏まえた大会宣言においては、犯罪被害者は、私達市井の弁護士が、刑事被疑者・被告人と同様、積極的に支援に取り組むべき対象であり、私達の弁護活動の両輪をなすものであって、私達が被害者支援に積極的に関われば、

「弁護士は、加害者である悪人の味方をして被害者をなおざりにしている。」との社会の意識を変化させ、それが又刑事弁護自体の更なる発展をもたらすと私達の確信がうたわれ、その実現のために九州各県の単位弁護士会に犯罪被害者に対する窓口を早急に設置するとした。

2 この確信は、当会が全国に先駆けて発足した無償で駆けつける「当番弁護士制度」が、「弁護士はお金のために黒を白と言うのだ」という社会の意識を変え、あの厚い岩盤のような接見交通妨害の壁が、一瞬の内に崩壊し消え去った私達の経験と自信に負うところが多かったものである（詳細は、日弁連「自由と正義」1999年5月号、98ページ「隗よ、歩み続けるか」等）。

3 その後、同宣言を受けて当会においても、翌2000年の4月に特別委員会として犯罪被害者支援センターが設置され、そして、同年8月に旧野津町での隣家の少年による一家殺傷事件という未曾有の事件が勃発したが、これに対し、当会は、刑事弁護センターが全力をあげ加害少年への付添人活動をしたのは勿論、被害者支援センターも総力をあげて少年審判への被害者の意見を伝えることや記録の開示、被害者の大津波のようなマスコミ取材等からの保護、加害少年の更生方法に対する矯正当局への要求等につき、少年法改正に先駆けて取り組んだことは記憶に新しい。

4 このように、当会は、現実の問題として被害者支援に組織的に取り組み始めたが、私達はその過程で痛感したことは、犯罪被害者に対する経済的支援の方策が限られているとの壁の存在であった。

勿論、当時、既に公安委員会による犯罪被害者に対する給付制度はあったものの、その給付の条件の厳格性、給付時期の遅延等が問題となっており、他方、加害者側は資力が乏しい者が多く、被害者側も働き手を失ったり、蓄えが無くなったりして、被害にあった直後の時点で必要な緊急の経済的支援が実現できないとの被害者救済の壁が立ちはだかっていたのである。

5 この被害者のおかれた窮状を知った当  
会犯罪被害者支援センターは、会内の議  
論をまとめて、寄付金を募って基金を作  
り、この基金から、一定の要件の下、犯  
罪被害者に出来るだけ早く医療費等の金  
員を支給して、その迅速な救済に役立て  
ようと衆議一決した。

その基金の財源は、一般市民や会員、  
その家族や親族らによる寄附もあったも  
の、主たる財源は、刑事事件における  
いわゆる「贖罪寄附金」をもってするこ

ととし、その結果、西田收先生ら先輩会  
員の率先された「贖罪寄附金」が寄せら  
れ、驚くほど短期間で約金1,000万  
円の基金を作り上げることに成功した。

そして、平成19年(2007年)4  
月、ここに我が国の弁護士会の中で唯一  
の存在である大分県弁護士会の被害者支  
援基金制度が誕生し、私達全会員は、不  
十分ながらも被害者支援に立ちはだかる  
壁の突破を図らんとしたのである。

